

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	戸籍住民課
委託業務名	住民情報（戸籍・住基ネット）システムサポート業務
委託業務場所	大津市御陵町
概要	戸籍システム・住基GWシステムの各パッケージ保守、及び戸籍システム・住基ネットワークシステムの保守運用に係るシステムSEサポート
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契約年月日	令和4年4月1日
契約金額	12,102,200円
契約の相手方	〔所在地〕 京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1 〔名称〕 富士通 Japan 株式会社 京都支社
契約相手方の選定理由	当該事業者は MICJET 戸籍システムの製造元であり、知的財産権を有しソースコードも公開していないことから、当該事業者が保守業務を行える唯一の事業者であるため。 また、住基ネットワークシステムについては業務における住基系システムとの連携が強く、住基系システムの製造元であり、かつ住基ネットワークシステムに精通している当該事業者のみが保守業務を行える唯一の事業者であるため。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項  ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。  (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。